



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
<臨時特別号>

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	1
条例	神戸空港条例の一部を改正する条例	港湾局空港調整課	35

令和6年10月23日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

神戸空港条例の一部を改正する条例

令和6年10月28日

神戸市長

久元 喜造

神戸市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第14号

神戸市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(国民健康保険条例の一部改正)

第1条 神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(基礎賦課総額)	(<u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額)
第12条の2 保険料の賦課額のうち被 <u>保険者に係る</u> 基礎賦課額(第18条の 2、第18条の3又は第18条の4の規 定により基礎賦課額を減額するもの とした場合にあつてはその減額する こととなる額を、第23条の規定によ り基礎賦課額を減免するものとした 場合にあつてはその減免することと なる額を、第23条の2の規定により	第12条の2 保険料の賦課額のうち一 <u>般被保険者(法附則第7条第1項に</u> <u>規定する退職被保険者等(以下「退職</u> <u>被保険者等」という。)</u> 以外の被保険 <u>者をいう。以下同じ。)</u> に係る基礎賦 課額(第18条の2、第18条の3又は第 18条の4の規定により基礎賦課額を 減額するものとした場合にあつては その減額することとなる額を、第23

基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に関する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」

条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に関する費用 (一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」

という。)が行う国民健康保険の被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係

るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者

るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定

均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3

した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条

第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4

の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4

の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号

の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号

の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2、3 [略]

(基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第14条の2 第13条の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の45に相当する額を基礎賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の額)の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額

の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2、3 [略]

(一般被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第14条の2 第13条の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の45に相当する額を基礎賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の額)の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者

の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 被保険者に係る基礎賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の初日における被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する

に係る基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の

被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ、ウ [略]

2、3 [略]

第15条の2から第15条の4まで 削除

世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ、ウ [略]

2、3 [略]

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第15条の2 保険料の賦課額のうち退職

被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一世帯に属する場合にあつては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条の3 前条の所得割額は、退職

被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条第1項第1号の所

得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による所得割額の算定について準用する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の4 第15条の2の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第15条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 第15条の2の世帯別平等割額は、第15条第1項第3号アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定めるところにより得た世帯別平等割の保険料率と同額とする。

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の交付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額

の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の7 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。

の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の7 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の10第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の9 第15条の7の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の10第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の9 第15条の7の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を後期高齢者支援金等賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た数

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の初日における被保険者の属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を

は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を後期高齢者支援金等賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た数

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を

控除した数で除して得た額

イ、ウ [略]

2、3 [略]

第15条の11から第15条の13まで 削除

乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ、ウ [略]

2、3 [略]

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の11 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一世帯に属する場合にあつては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の12 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の10第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による所得割額の算定について準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額

及び世帯別平等割額の算定)

第15条の13 第15条の11の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第15条の10第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

2 第15条の11の世帯別平等割額は、第15条の10第1項第3号アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定めるところにより得た世帯別平等割の保険料率と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の14 第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2又は第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額

(介護納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2又は第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額

を、第23条の規定により介護納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

を、第23条の規定により介護納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金

(普通徴収に係る納期及び納付額)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 賦課期日後に75歳に達し、国民健康保険の資格を喪失する被保険者(以下「年度内75歳到達者」という。)が属する世帯については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる納期の区分に応じ、当該各号に定める額を各納期の納付額とする。

(1) 第1項に掲げる6月期から年度内75歳到達者が75歳に達する月の属する納期まで(75歳に達する日が4月1日から5月31日までの間に存するときは6月期) 年度内75歳到達者が75歳に達する日の属する月の前月までの期間に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2によつて算定した額の月割額を当該各納期の数で除して得た額

を除く。)の額

(普通徴収に係る納期及び納付額)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 賦課期日後に75歳に達し、国民健康保険の資格を喪失する被保険者(以下「年度内75歳到達者」という。)が属する世帯については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる納期の区分に応じ、当該各号に定める額を各納期の納付額とする。

(1) 第1項に掲げる6月期から年度内75歳到達者が75歳に達する月の属する納期まで(75歳に達する日が4月1日から5月31日までの間に存するときは6月期) 年度内75歳到達者が75歳に達する日の属する月の前月までの期間に係る第13条、第15条の2、第15条の7若しくは第15条の11の額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、基礎賦課額にあつては第13条の賦課額と第15条の2の賦課額の合算額を、後期高齢者支援金等賦課額にあつては第15条の7の賦課額と第15条の11の賦課額の合算額をいう。次項及び次条において同じ。)、第15条の16

(2) 前号の納期の次期の納期以後の各納期 年度内75歳到達者が75歳に達する日の属する月以後の第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2によつて算定した額の月割額を当該各納期の数で除して得た額（当該被保険者以外の被保険者がいない場合を除く。）

5、6 [略]

（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務

の賦課額又は第18条の2によつて算定した額の月割額を当該各納期の数で除して得た額

(2) 前号の納期の次期の納期以後の各納期 年度内75歳到達者が75歳に達する日の属する月以後の第13条、第15条の2、第15条の7若しくは第15条の11の額、第15条の16の賦課額又は第18条の2によつて算定した額の月割額を当該各納期の数で除して得た額（当該被保険者以外の被保険者がいない場合を除く。）

5、6 [略]

（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務

者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が

者に係る第13条、第15条の2、第15条の7若しくは第15条の11の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が

消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例

消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の7若しくは第15条の11の額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例

によらないものとする。以下この条中山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相

によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する

相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他

相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2の賦課額」とあるのは「第15条の7又は第15条の11の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の

3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額

3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額

から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当

から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減

該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規

額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは

定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)、(2) [略]

- 6 [略]

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護

「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)、(2) [略]

- 6 [略]

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護

納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

第26条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、10万円以下の過料に処する。

附 則

1～3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以

納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

第26条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、10万円以下の過料に処する。

附 則

1～3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中

下「基礎控除後の総所得金額等」という。）」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。）」とする。

(1)～(3) [略]

5 前項の規定により第14条第1項の規定を読み替えて適用する場合における第15条第1項第1号、第15条の8第1項、第15条の10第1項第1号、第15条の17第1項及び第15条の19第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」とする。

6～12 [略]

「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。）」とする。

(1)～(3) [略]

5 前項の規定により第14条第1項の規定を読み替えて適用する場合における第15条第1項第1号、第15条の3第1項、第15条の8第1項、第15条の10第1項第1号、第15条の12第1項、第15条の17第1項及び第15条の19第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」とする。

6～12 [略]

（国民健康保険条例及び国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（令和6年5月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中神戸市国民健康保険条例附則第4項の改正規定を次のように改める。

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る所得割額の算定の特例)

- 4 平成30年度から令和6年度までの各年度分の保険料の賦課に関しては、次に掲げる被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「平成30年度から令和6年度までの各年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中神戸市国民健康保険条例第26条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市国民健康保険条例第12条の2から第18条の4まで並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年度以降の年度分の保

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

- 4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 第1条中神戸市国民健康保険条例第26条の改正規定の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条中神戸市国民健康保険条例第26条の改正規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第15号

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸空港条例（平成17年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公共施設等運営権の設定等）	（公共施設等運営権の設定等）
第26条 [略]	第26条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 空港について民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業を行っている場合においては、この条例の規定に基づく市長の業務（運営権を設定した滑走路、誘導路、エプロン、土地、航空保安施設（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設をいう。）、航空旅客及び航空貨物の取扱施設その	4 空港について民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業を行っている場合においては、この条例の規定（運営権を設定した滑走路、誘導路、エプロン、土地、航空保安施設（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設をいう。）、航空旅客及び航空貨物の取扱施設その他の施設（以下

他の施設（以下「運営権を設定した施設」という。）に係る業務に限る。）は、民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が行うものとする。

5 [略]

（指定管理者の指定等）

第30条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第26条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（1）施設の利用及びその制限に関する業務

（2）施設の使用料の徴収及び返還に関する業務

（3）施設の維持管理に関する業務

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者の指定をし、又

「運営権を設定した施設」という。）以外の施設については、当該施設に係る規定を除く。）に基づく市長の業務は、民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が行うものとする。

5 [略]

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第9条、第12条、第13条、第16条、第24条及び第25条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第30条第1項に規定する指定管理者」とする。

第31条、第32条 [略]

第30条、第31条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。